

【資料3】

持ち帰りモデル事業普及啓発業務委託企画提案競技審査委員会設置要領

(委員会の設置)

第1条 持ち帰りモデル事業普及啓発業務委託に係る企画提案競技の審査を公正かつ適正に行うため、持ち帰りモデル事業普及啓発業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員の任期)

第2条 審査委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 温暖化対策課長

(2) 温暖化対策課長が指名する者

- 2 審査委員会の委員長は温暖化対策課長が務める。
- 3 第1項による委員は、温暖化対策課長が委嘱する。
- 4 委員の任期は契約相手方の決定の日までとする。

(会議)

第3条 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の審議は非公開とする。
- 4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査会に出席し、審査することができる。

(審査方法及び基準等)

第4条 委員又は委員の代理は、別紙1企画提案競技審査票に基づき審査を実施し、評点を付すものとする。

- 2 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第1位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が60点未満である場合には、選定しない。

(委任事項)

第5条 この要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

- 2 事務局は温暖化対策課におく。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

持ち帰りモデル事業普及啓発業務委託 企画提案競技審査票

提案者 _____

審査者 _____

審査項目及び審査基準	評価点①	乗じる係数②	計算点①×②
企画提案書の内容の的確性、具体性(5点)			5
委託業務の目的を反映した提案内容であるか	5	1	5
業務を履行する能力・体制(10点)			10
実施スケジュールは、計画的で無理のないものとなっているか	5	1	5
業務を実施するにあたり十分な人員の確保がされているか	5	1	5
提案内容について(65点)			65
普及啓発資材について、効果的な普及啓発が見込まれる提案内容となっているか	5	5	25
啓発動画及びその周知について、県民が興味関心を持ち、食品ロス削減の意識を高められる提案内容となっているか	5	4	20
新聞広告は県民が興味関心を持ち、食品ロス削減の意識を高められる提案内容となっているか	5	2	10
独自提案は事業の効果を高めるものであり、かつ、実現可能なものであるか	5	2	10
費用・便益効果(5点)			5
業務内容を適切に反映して算定されているか。	5	1	5
環境配慮(5点)			5
別紙2参照	5	1	5
賃金水準の向上(5点)			5
別紙2参照	5	1	5
女性の活躍推進(5点)			5
別紙2参照	5	1	5
合 計(総合評価点数)			100

【評価点の採点基準】

特に優れている	5点
優れている	4点
やや優れている	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

【合格ライン】

各委員の評価点数の平均が60点以上であること。

【その他】

契約上限額を超えた金額の見積書の提出があった場合は、失格とします。

「環境配慮」、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	審査基準		配点		
	大区分	小区分			
環境配慮	ISO14001登録 ※1		5		
	エコアクション21登録 ※2		5		
	あきたゼロカーボンアクション宣言登録		3		
	秋田県SDGsパートナー登録		3		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※3	1.50%以上	3		
		2.00%以上	4		
		3.00%以上	5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※5	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※5		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※4			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※5	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※5	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※5	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰	各 0.5	最大 1		
	子ども・子育て支援知事表彰				
	男女共同参画社会づくり表彰				

注1 複数の区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

※1 国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムに関する国際規格

※2 環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度

※3 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※4 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※5 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）